平成２３年（フ）第３０４号
愛媛県東温市南方1565番地６
債務者　三好　紀聖
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１１号
愛媛県松山市南江戸４丁目６番６号　コーポモニカ205号
債務者　芝田　明美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
愛媛県松山市美沢２丁目５番47号　おきたビル301号
債務者　柏原小夜美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
愛媛県松山市河野中須賀410番地10
債務者　戸田　友美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2072番地16
債務者　坂井真祐美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領467番地１
債務者　坂井　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
佐賀県佐賀市昭栄町９番１号
債務者　森田　芳隆
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
佐賀県多久市北多久町大字小侍749番地１
債務者　副島　祐季
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田826番地15
債務者　寺門　幸治
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2031番地64
債務者　徳永　勝正
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２１８号
福井市日之出３丁目14番22号
債務者　坂上美穂子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
福井県坂井市春江町千歩寺第４号18番地　坪嘉コーポ102号室
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
福井市みのり２丁目11番12号
債務者　渡邉美佐子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
兵庫県川西市小戸３丁目19番52号
債務者　新田　正子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目112番地イナ・フロント101号、前住所兵庫県加西市北条町横尾318番地１エスポワール高井207号
債務者　池田　竜治
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目65番地の１カーサーエルフィン104号、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目18番地の５新風荘
債務者　前田コトミ
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目２番20―315号
債務者　秋永　和宏
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３７号
兵庫県西宮市森下町３番27―607号
債務者　吉井　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係